2022 年度要員確保に関する申し入れ

日　時：令和４年３月 29 日（火）　午後６時 20 分～午後６時 30 分
場　所：大阪市役所本庁舎地下１階　第 10 共通会議室
出席者：＜所属＞計画推進室参事、計画推進室課長補佐、計画推進室主査
　　＜支部＞支部長、副支部長、書記長、執行委員、班長

＜所属＞
　はじめに、日頃、計画調整局支部の皆様方には、当局の業務執行に関して、ご理解・ご協力をいただき、お礼を申し上げる。
　さて、令和４年２月３日にいただいた「2022 年度要員確保に関する申し入れ」に対して次のとおり回答する。
　必要な要員の配置については、総務企画課総務グループにおいて、局設置当初に発生する大阪府との高度な事務調整に加え、庶務的・定例的な事務を係長が処理している状況で、繁忙状況にあるため、事務職の要員１名を増員する。広域拠点開発課北エリアグループにおいては、新大阪駅前地区について、都市再生緊急整備地域への指定をめざして事務手続きを進めていく必要があり、それらの業務に対応するため、土木職の要員１名を増員する。
　また、時間外労働については、当局発足後、一年が経過していないため、年間を通じての状況については未定であるものの、所属としても、恒常的な時間外労働は職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワークライフバランスの調和にも支障をきたすものであるとの認識から、縮減に向けて取り組んでいきたいと考えている。
　回答は以上である。

＜支部＞
　只今、2022 年度の要員確保に関する申し入れに対して所属から回答があり、「必要な要員の配置については、総務企画課総務グループにおいて、事務職の要員１名を増員し、広域拠点開発課北エリアグループにおいては、土木職の要員１名を増員する」との内容であったので、そのように確認する。
　また、時間外労働等の把握について、所属としても重要な事項であるとの認識が申し入れ時にも示されており、「縮減に向けて取り組む」とのことであるが、局発足後１年が経過していないことから、年間を通じての状況については未定とのことであり、他との比較も出来ない状況であると考えるが、恒常的な時間外労働は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワークライフバランスの調和にも支障をきたす恐れがあるので、状況把握に努めるとともに、超過勤務の縮減に向けて、実効性のある具体的な対応を求めておく。

最後に、今後、勤務労働条件の変更をきたすような事項が発生する場合は、交渉事項として誠意ある対応を要請し、2022 年度の要員確保に向けた団体交渉はこれで終了することとする。